

《概要版》

第6期湯河原町障がい福祉計画 第2期湯河原町障がい児福祉計画

令和3年度 ～ 令和5年度



令和3年3月
湯河原町

1 計画の目的及び趣旨

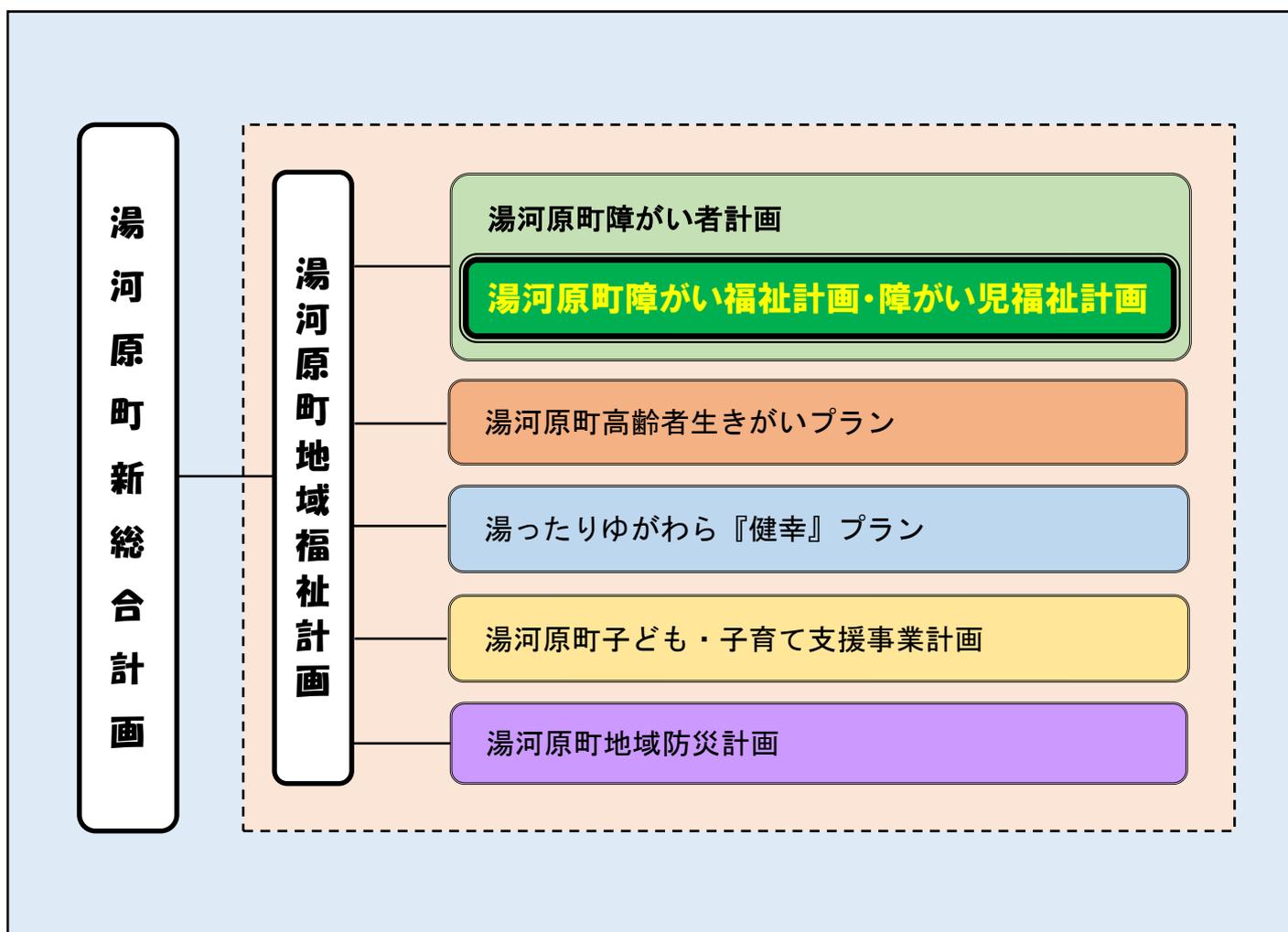
本計画は、障害者総合支援法の第88条及び児童福祉法第33条の20を法的根拠とする「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」です。

湯河原町新総合計画を最上位計画とし、地域福祉を推進するための基本理念及び方針を定めた、地域福祉計画の基本目標である「ともに支えあい笑顔で暮らせるまちづくり」の方向性に沿って、関連する他の個別、分野別の計画とともに連携し、障がい福祉の向上を目指します。

湯河原町では、「障がいのある人の自立と皆でつくる共生社会」の考えに基づき、障がいのある人の自己選択と自己決定を尊重し、障がいのある人もない人も社会の対等な構成員として社会活動に参加し、共に生きる社会を目指し、障がいのある人と障がいのある子どもが必要とする障がい福祉サービスと相談支援及び地域生活支援事業の目標を掲げ、体制整備に努めています。

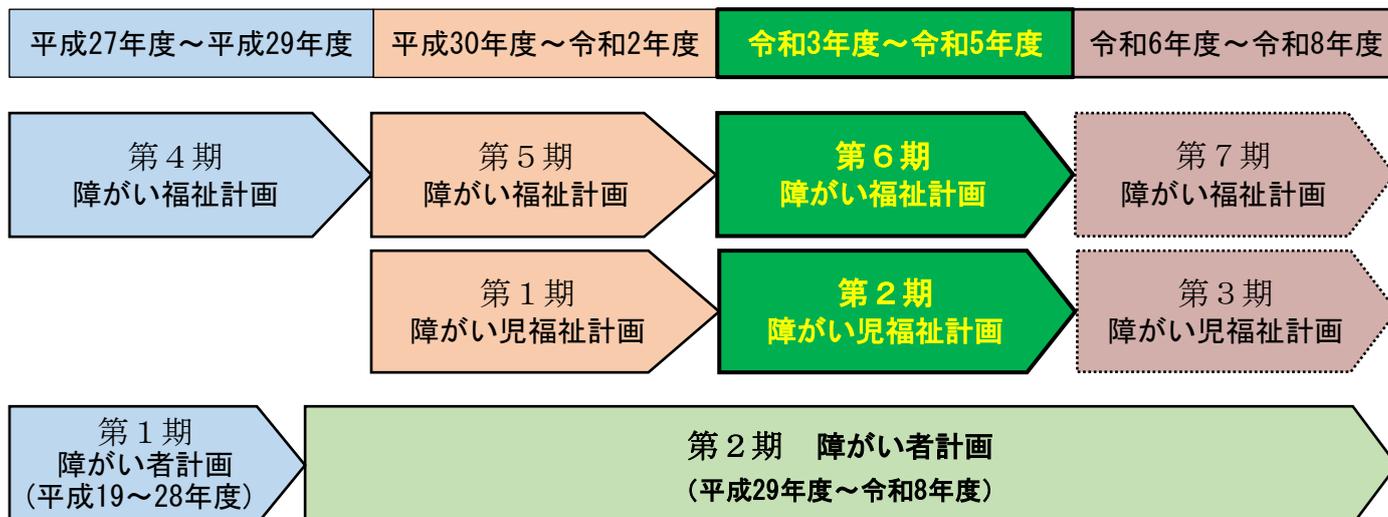
2 他の計画との連携

本計画は、「湯河原町地域福祉計画」や「湯河原町障がい者計画」、「湯河原町高齢者生きがいプラン」、「湯ったりゆがわら『健幸』プラン」などの関連する計画との整合・連携を図っています。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とします。



4 基本理念

障がいのある人も障がいのない人も、すべての地域住民が基本的人権を共有し、個人個人が尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられることができること。また、いつでも社会参加の機会を確保することができることを目的とし、住み慣れた地域社会において社会的な障壁をなくし、「ひとりひとりを大切にする」ことを基本的な理念とします。

ひとりひとりを大切にする

「ひとりひとりを大切にする」ことは、障がい者等が地域の中で「その人らしく暮らす」こと、適切な権利擁護が図られた上で「自己決定」を尊重し、意思決定の支援を受けながら自立と社会参加を促し、「自己実現」を図るという社会福祉の原則を実現することであり、障がい者等を取り巻く側から見れば、自助・共助・公助による支援により、地域生活を支えることを意味します。

●ひとりひとりを大切にする取組（基本的な視点）

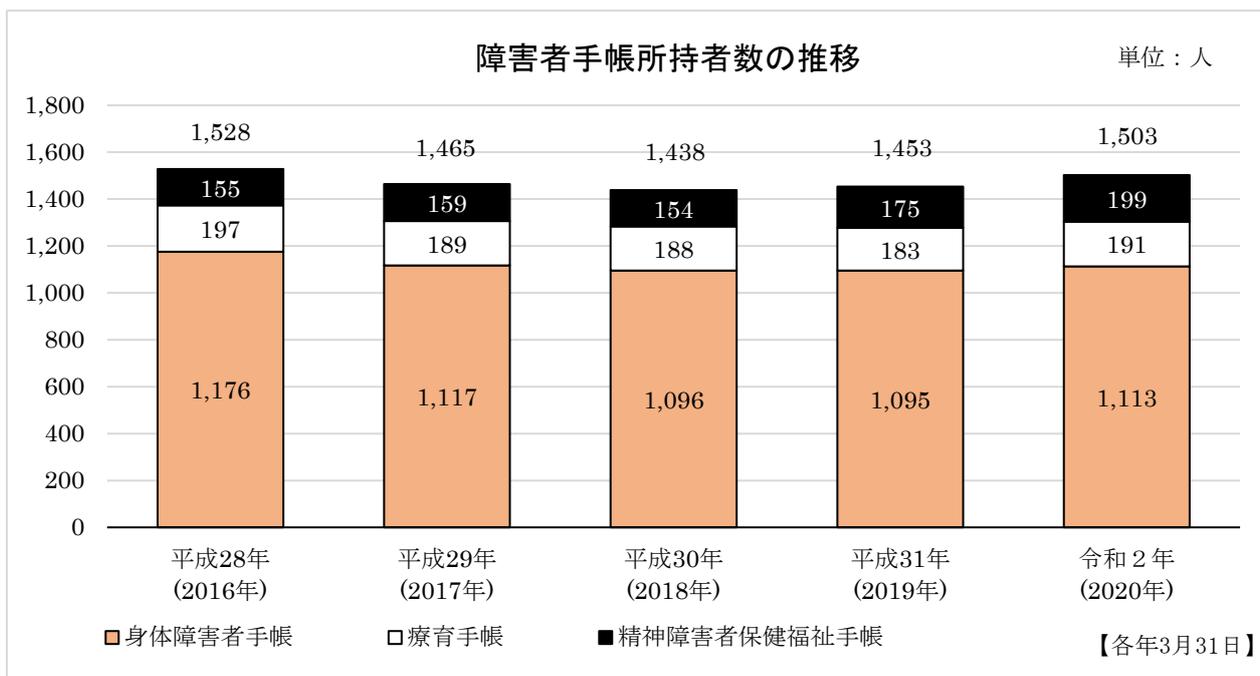
- ①日中活動と生活の場の分離
- ②地域生活支援の取組
- ③施設の機能
- ④地域生活を支えるサービスの充実
- ⑤障がい種別によらない福祉サービスの一元的な実施



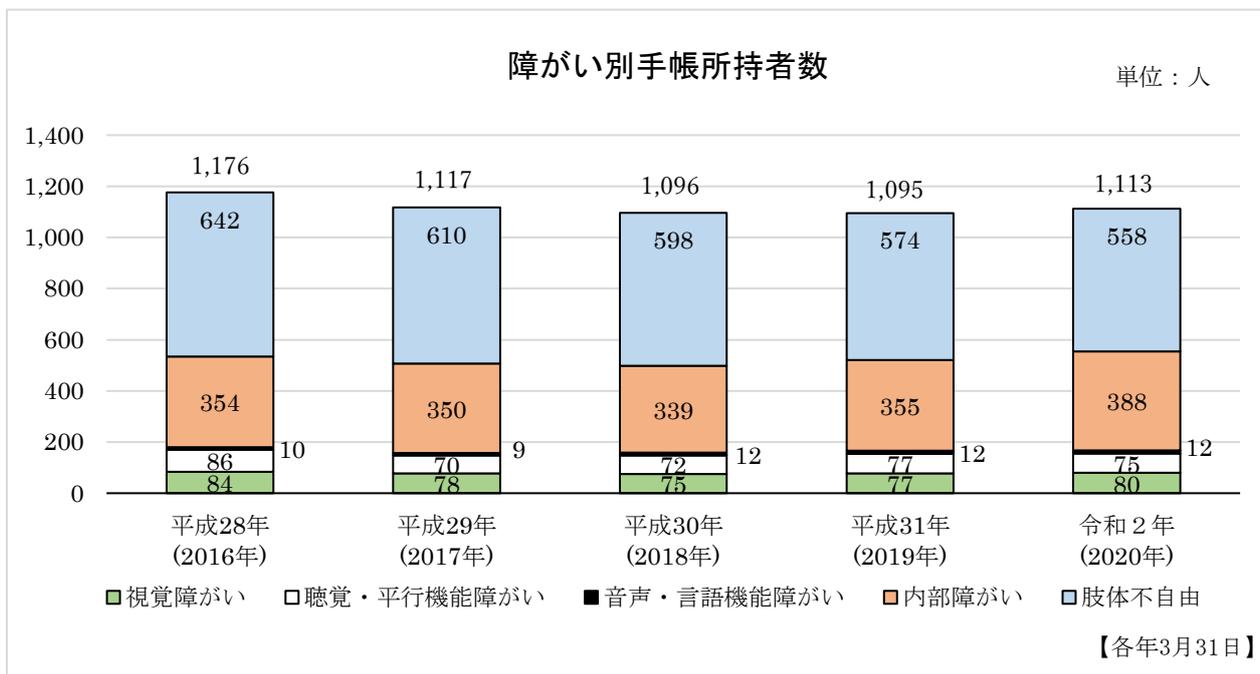
5 障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者は、平成28年（2016年）で1,528人、令和2年（2020年）では1,503人でした。

身体障害者手帳所持者は、平成28年（2016年）で1,176人、令和2年（2020年）では1,113人で63人減少しています。療育手帳所持者は、平成28年（2016年）で197人、令和2年（2020年）では191人で6人減少しています。精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成28年（2016年）で155人、令和2年（2020年）では199人で44人増加しています。



身体障害者手帳所持者の障がい別手帳所持者数では、肢体不自由が最も多く、平成28年（2016年）で642人、令和2年（2020年）では558人で84人減少しています。次いで、内部障がい、平成28年（2016年）で354人、令和2年（2020年）では388人で34人増加しています。



6 令和5年度（2023年度）の成果目標

国の基本指針等に基づき、成果目標について直近の状況等を踏まえて令和5年度（2023年度）における成果目標の見直しを行うとともに、福祉施設入所者の地域生活への移行促進、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備及び福祉施設から一般就労への移行等については、国の基本指針等に基づき令和5年度（2023年度）末時点における成果目標を次のとおり設定します。

更に就労定着支援や障がい児支援の提供体制の整備に関し、新たに成果目標を設定し、関係機関等と連携して整備を行ってまいります。

項	目	目 標
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
	令和5年度（2023年度）末までの地域生活移行者	2人
	令和5年度（2023年度）末までの施設入所者削減数	1人
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実		
	地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上
3 福祉施設から一般就労への移行等		
	令和5年度（2023年度）において、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者	1人
4 障がい児支援の提供体制の整備等		
	児童発達支援センターの設置	2か所
	保育所等訪問支援事業を利用できる体制の構築	構築済
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域での設置
	コーディネーターの配置	配置の検討
5 相談支援体制の充実・強化等		
	相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	関係機関と連携し、相談支援体制を強化
6 障がい福祉サービス等の質の向上		
	サービスの質の向上を図るための体制の構築	実施

7 障がい福祉サービス等の見込量（総括表）

（１）障がい福祉サービスの見込量

サービス種別等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅介護	450時間分 30人分	450時間分 30人分	450時間分 30人分
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			
生活介護	1,200人日分 50人分	1,250人日分 55人分	1,300人日分 60人分
自立訓練（機能訓練）	30人日分 2人分	33人日分 2人分	35人日分 2人分
自立訓練（生活訓練）	15人日分 1人分	15人日分 1人分	15人日分 1人分
就労移行支援	70人日分 3人分	70人日分 3人分	70人日分 3人分
就労継続支援（A型）	50人日分 4人分	60人日分 4人分	65人日分 4人分
就労継続支援（B型）	1,200人日分 77人分	1,200人日分 77人分	1,200人日分 77人分
就労定着支援	5人分	5人分	5人分
療養介護	5人分	5人分	5人分
短期入所			
福祉型	40人日分 5人分	40人日分 5人分	40人日分 5人分
医療型	1人日分 1人分	1人日分 1人分	1人日分 1人分
共同生活援助	25人分	25人分	25人分
施設入所支援	28人分	28人分	28人分
自立生活援助	1人分	1人分	1人分
計画相談支援 (サービス利用支援・継続サービス利用支援)	30人分	30人分	30人分
指定地域相談支援			
地域移行支援	1人分	1人分	1人分
地域定着支援	1人分	1人分	1人分

※数値は各年度の3月（一月当たり）の見込量、時間分は月間延べ時間、人日分は月間延べ利用日数、人分は月間実人数

(2) 児童福祉法サービスの見込量

サービス種別等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
児童発達支援センターの設置	－	－	－
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新規)	－	－	－
児童発達支援	30人日分 3人分	30人日分 3人分	30人日分 3人分
医療型児童発達支援	1人日分 1人分	1人日分 1人分	1人日分 1人分
放課後等デイサービス	600人日分 37人分	600人日分 37人分	600人日分 37人分
居宅訪問型児童発達支援	0人日分 0人分	0人日分 0人分	0人日分 0人分
保育所等訪問支援	4人日分 2人分	4人日分 2人分	4人日分 2人分
障害児計画相談支援	3人分	3人分	3人分
医療的ケア児に対する関連分野の支援へのコーディネーターの配置	－	－	－

※数値は各年度の3月(一月当たり)の見込量、人日分は月間延べ利用日数、人分は月間実人数

8 地域生活支援事業の見込量(総括表)

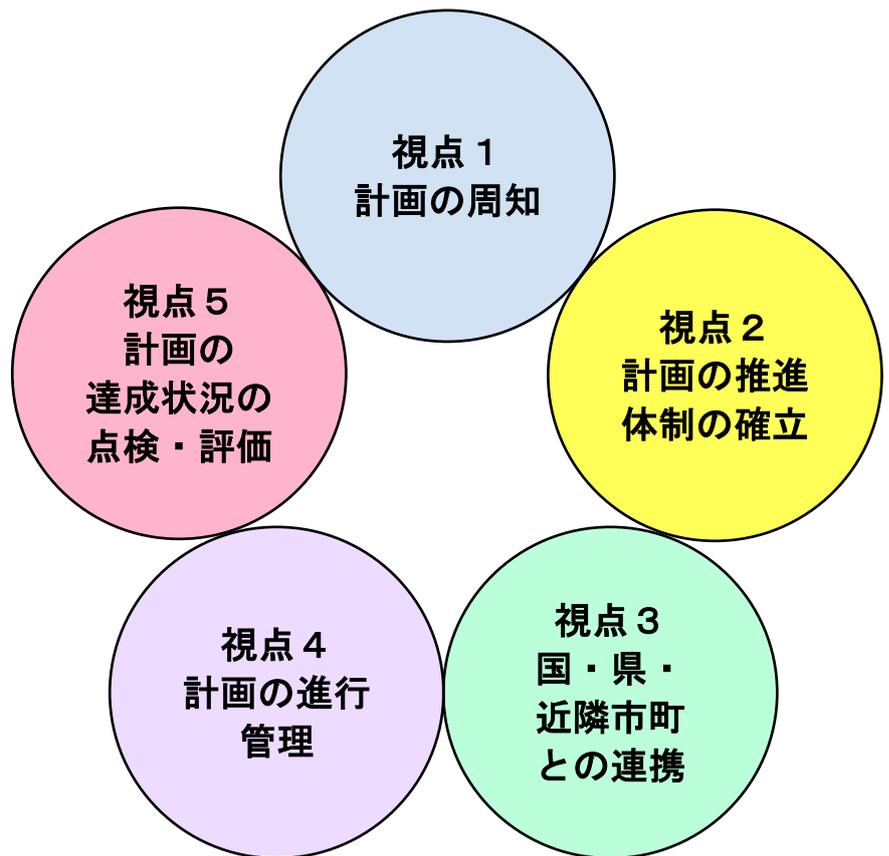
サービス種別等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(1) 必須事業			
①理解促進研修・啓発事業	－	－	－
②自発的活動支援事業	－	－	－
③相談支援事業			
(ア) 障害者相談支援事業	実施	実施	実施
(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施
(ウ) 住宅入居等支援事業	－	－	－
④成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施
⑤成年後見制度法人後見支援事業	－	－	－
⑥意思疎通支援事業	14人分	14人分	14人分
⑦日常生活用具給付等事業	340件	340件	340件
⑧手話奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施
⑨移動支援事業	300時間分 30人分	300時間分 30人分	300時間分 30人分
⑩地域活動支援センター機能強化事業	1か所 60人分	1か所 60人分	1か所 60人分

サービス種別等	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
(2) 任意事業			
①訪問入浴サービス事業	3人分	3人分	3人分
②生活訓練等	実施	実施	実施
③日中一時支援事業	3人分	3人分	3人分
④自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施

※数値は各年度の3月（一月当たり）の見込量、時間分は月間延べ時間、人分は月間実人数
 ※意思疎通支援事業は意思疎通支援者派遣事業における年間1回以上利用した方の人数
 ※日常生活用具給付等事業は年間の給付件数

9 計画の推進

障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を達成するために、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、5つの視点から計画の推進を図ります。



—概要版—

第6期湯河原町障がい福祉計画・第2期湯河原町障がい児福祉計画
令和3年度～令和5年度

発行年月/令和3年（2021年）年3月

発行・編集/湯河原町 社会福祉課

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-2-1

TEL 0465-63-2111 (代表)